

電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令 新旧対照表（下線部が変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1)～(3)（略） (4) 消防用 消防用無線局の審査は次の基準により行う。 ア～ウ（略） エ 移動通信系 (ア)～(イ) (オ) 割当周波数等 移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、各総合通信局及び沖繩総合通信事務所があらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。 A デジタル移動通信系 (A)（略）</p>	<p>第1章～第14章（略） 別表1～別表7（略） 別紙1（略） 別紙2 無線局の目的別審査基準（第5条関係） 第1（略） 第2 陸上関係 1（略） 2 公共業務用無線局 (1)～(3)（略） (4) 消防用 消防用無線局の審査は次の基準により行う。 ア～ウ（略） エ 移動通信系 (ア)～(イ) (オ) 割当周波数等 移動通信系の周波数の割当ては、消防・救急業務の管轄区域内における人口の推移、消防・救急業務体制の整備計画等を勘案し、あらかじめ作成した周波数使用計画に基づいて行うものとする。 A デジタル移動通信系 (A)（略）</p>

(B) SCPC 方式による周波数割当て

a 基地局又は携帯基地局

(a) デジタル消防・救急業務用

市町村等及び都道府県の基地局に対しては、次の消防業務又は救急業務における割当基準に基づく周波数の数を指定するものとする。

①～⑤ (略)

(b)～(d) (略)

b 陸上移動局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用の周波数及び全てのデジタル共通用の周波数の対向波(低群の移動局用の周波数)を指定するものとする。ただし、デジタル共通用の周波数にあっては、他の都道府県に指定されている主運用波に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款を付すものとする。

(B) SCPC 方式による周波数割当て

a 基地局又は携帯基地局

(a) デジタル消防・救急業務用

市町村等及び都道府県に対しては、次の消防業務又は救急業務における割当基準に基づく周波数の数を認めることとする。

①～⑤ (略)

(b)～(d) (略)

b 陸上移動局又は携帯局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、当該市町村等及び都道府県が開設する基地局及び携帯基地局に割り当てられるデジタル消防・救急業務用及びデジタル共通用の周波数の対向波(低群の移動局用の周波数)を認めることとする。ただし、デジタル共通用の周波数にあっては、広域応援活動等を踏まえ、特に必要が認められる場合は、他の都道府県に指定されている主運用波を認めることとし、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款が付されているものであること。

(b) 消防庁に対しては、全てのデジタル共通の周波数を指定するものとする。

(c)～(e) (略)

c 携帯局

(a) 市町村等及び都道府県に対しては、全てのデジタル共通の周波数を指定することとする。ただし、広域応援活動等を踏まえ、他の都道府県に指定されている主運用波に、当該周波数に「この周波数の使用は、広域応援又は救援時に限る。」旨の附款を付すものとする。

(b) 消防庁に対しては、全てのデジタル共通の周波数を指定するものとする。

d 陸上移動中継局

基地局用及び移動局用の周波数から通信構成上必要となる周波数を指定することとする。なお、周波数の数について、低群若しくは高群の周波数は、基地局の周波数の数に準じるものとする。ただし、周波数の数は各群最大4波とすること。

e その他

市町村等及び都道府県が設置する消防学校又は訓練機関に開設される陸上移動局の

(b) 消防庁に対しては、すべてのデジタル共通の周波数を認めることとする。

(c)～(e) (略)

c 陸上移動中継局

基地局用及び移動局用の周波数から通信構成上必要となる周波数を認めることとする。なお、周波数の数について、低群若しくは高群の周波数は、基地局の周波数の数に準じるものとする。ただし、周波数の数は各群最大4波とすること。

d その他

市町村等及び都道府県が設置する消防学校又は訓練機関に開設される無線局の割当

割当周波数については、当該消防学校又は訓練機関の所在する区域において、その区域を消防業務の管轄区域とする市町村等及び都道府県に現に割り当てられているデジタル消防・救急業務用又は全てのデジタル共通用の周波数によるものとする。

(C) (略)

B アナログ移動通信系

割当周波数の数は、次の基準によるものとする。

(A)・(B) (略)

(C) 全国共通用及び県内共通用

a 市町村等及び都道府県に対しては、全国共通用の周波数3波及び県内共通用の周波数1波を認めることとする。ただし、デジタル移動通信系の260MHz帯の周波数の電波を中継する無線局については、全国共通用及び県内共通用の全ての周波数を指定することとする。

b 消防庁が開設する携帯局に対しては、全国共通用及び県内共通用の全ての周波数を指定することとする。

(D) その他

周波数については、当該消防学校又は訓練機関の所在する区域において、その区域を消防業務の管轄区域とする市町村等及び都道府県に現に割り当てられているデジタル消防・救急業務用又はデジタル共通用の周波数によるものとする。

(C) (略)

B アナログ移動通信系

割当周波数の数は、次の基準によるものとする。

(A)・(B) (略)

(C) 県内共通用及び全国共通用

市町村等及び都道府県に対しては、全国共通用の周波数3波及び県内共通用の周波数1波を認めることとする。なお、消防庁が開設する陸上移動局及び携帯局に対しては、全国共通用及び県内共通用のすべての周波数を認めることとする。

(D) その他

A (B) a (d)、A (B) b (e)及びA (B) eのデジタル移動通信系における基準は、アナログ移動通信系に準用する。この場合において、「デジタル消防・救急業務用の」とあるのは「消防業務用又は救急業務用の」と、「デジタル消防・救急業務用又は全てのデジタル共通用」とあるのは「消防業務用又は県内共通用」と読み替えるものとする。

C～H (略)

(カ) 空中線電力

デジタル移動通信系の携帯局の無線設備にあって、航空機に搭載する場合の空中線電力は、1W以下であること。

(キ) 移動範囲

陸上移動局(署活動用を除く。)の移動範囲にあつては「全国」、携帯局の移動範囲にあつては「全国及び日本周辺海域並びにそれらの上空」とし、署活動用陸上移動局の移動範囲にあつては、当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。

(ク) 無線設備の条件 (略)

A (B) a (d)、A (B) b (d)及びA (B) dのデジタル移動通信系における追加割当基準は、アナログ移動通信系に準用する。この場合において、「デジタル消防・救急業務用」とあるのは、「消防業務用又は救急業務用の周波数」と、「デジタル消防・救急業務用又はデジタル共通用」とあるのは「消防業務用又は県内共通用」と読み替えるものとする。

C～H (略)

(カ) 移動範囲

陸上移動局及び携帯局の移動範囲は、当該市町村、消防組合及び都道府県の消防・救急業務の管轄区域及びその周辺とする。ただし、消防庁が開設する陸上移動局及び携帯局、15GHz 帯を使用する TV 伝送用無線局又は TV 伝送連絡用無線局にあつては「全国」とし、広域災害時に他の市町村、消防組合及び都道府県の応援を行う場合は、適当と認められる範囲を移動範囲とすること。

(キ) 無線設備の条件 (略)

オ・カ (略)

キ その他

(7) 周波数の使用期限

消防用無線局における 150MHz 帯の周波数（防災相互通信用と同一周波数を除く。）の使用は、平成 28 年 5 月 31 日までとし、現に指定を受けている周波数及び 150MHz 帯の周波数の電波を中継する無線局に指定する周波数を除き、新たに当該 150MHz 帯の周波数は指定しないこととする。

(イ) 消防用無線局において 150MHz 帯の防災相互通信用と同一の周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する場合に限るものとし、当該周波数に「この周波数の使用は、漏えい同軸ケーブル等を接続して送受信機の空中線系に使用する無線局との間の通信を行う場合に限る。」旨の付款を付して指定するものとする。

(ウ) (略)

(5)～(19) 略

3・4 (略)

第 3～第 5 (略)

別紙 3 (略)

オ・カ (略)

キ その他

(7) 周波数の使用期限

消防用無線局における 150MHz 帯の周波数の使用は、平成 28 年 5 月 31 日までとし、平成 23 年 6 月 1 日以降は、現に指定を受けている周波数を除き、新たに 150MHz 帯の周波数は認めないものとする。

(イ) (略)

(5)～(19) 略

3・4 (略)

第 3～第 5 (略)

別紙 3 (略)